二　国有林野の管理経営に関する法律第五条第二項の意見の申立てに関する事項

(一)　意見の申立ての期限

平成二十五年十二月二日（必着）

(二)　意見の提出先

ア　郵送による場合

〒一〇〇―八九五二　東京都千代田区霞ヶ関一丁目二番一号

農林水産大臣（林野庁国有林野部経営企画課扱い）宛

イ　ファクシミリ装置による場合

番号　〇三―三五九二―六二五九

農林水産大臣（林野庁国有林野部経営企画課扱い）宛

(三)　意見の提出方法

郵送又はファクシミリ装置による送付に限る。

(四)　意見の提出に当たっての留意事項

ア　意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を明記すること。

イ　意見は、日本語により記載すること。

○農林水産省告示第二千七百十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、公益社団法人秋田県農業公社が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十五年十月七日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月一日

変更前の事業所の所在地　秋田県秋田市土崎港北二丁目十七番七十号

変更後の事業所の所在地　秋田県秋田市寺王四丁目一番二号

農林水産大臣　林　芳正

○経済産業省告示第二百三十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき、次のとおり認定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十一月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
株式会社クラレ 岡山事業所	岡山県岡山市南区海岸通一丁目二番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年四月十五日
西部石油株式会社 山口製油所	山口県山陽小野田市西沖五番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年五月三十日
太陽石油株式会社 四国事業所	愛媛県今治市菊間町種四千七十番地二	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年六月七日
東燃化学合同会社 川崎工場	神奈川県川崎市川崎区浮島町七番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年六月七日
東燃ゼネラル石油株式会社 和歌山工場	和歌山県有田市初島町浜千番地	認定保安検査実施者	平成二十五年六月二十七日

○国土交通省告示第千七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年十一月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割地内から宮古市金浜第3地割地内まで及び同市八木沢第3地割地内から同市田老字向新田地内まで）並びにこれに伴う県道、市道、町道、農業用道路及び普通河川付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割、第3地割、第4地割及び第1地割、大沢第4地割、豊間根第9地割、第12地割、第7地割、第3地割及び第20地割並びに石峠第4地割、第3地割及び第2地割地内

岩手県宮古市津軽石第15地割、第16地割、第14地割、第19地割、第6地割、第4地割、第3地割及び第1地割、金浜第5地割、第7地割、第4地割及び第3地割、八木沢第3地割及び第2地割、千徳第14地割、第15地割及び第8地割、長町二丁目、千徳町、近内第11地割及び第2地割、長根四丁目、山口第8地割、二丁目、五丁目、第11地割及び第13地割、宮園、崎山第7地割、第6地割及び第5地割並びに田老字樫内、字古田、字小田代、字八幡水神、字小林、字田の沢、字館が森、字ケラス、字新田平、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部北、字青野滝北及び字向新田地内

2　使用の部分　岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割、第3地割、第4地割及び第1地割、大沢第4地割、豊間根第9地割、第12地割、第7地割、第3地割及び第20地割並びに石峠第4地割、第3地割及び第2地割地内

岩手県宮古市津軽石第15地割、第16地割、第14地割、第17地割、第19地割、第6地割、第4地割、第3地割及び第1地割、金浜第5地割、第7地割、第4地割及び第3地割、八木沢第2地割、千徳第14地割、第15地割及び第8地割、長町二丁目、千徳町、近内第11地割及び第2地割、長根四丁目、山口第8地割、二丁目、五丁目、第11地割、崎山第7地割、第6地割、第5地割及び第4地割並びに田老字樫内、字古田、字小田代、字八幡水神、字小林、字田の沢、字館が森、字ケラス、字新田平、字駿達、字滝の沢、字乙部野、字重津部、字重津部北、字青野滝北及び字向新田地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割地内の山田インターチェンジから宮古市田老字向新田地内の田老北インターチェンジ（仮称）までの延長39.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）並びにこれに伴う県道、市道、町道、農業用道路及び普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道、市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第3号に掲げる都道府県道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。